

健康保険法改正のお知らせ

題記の件、今般、健康保険法の育児休業等期間中に係る保険料免除に関する取扱いが改正され、2022年(令和4年)10月1日より施行されますので、ご案内致します。

記

1. 改正概要

内容	現行(改正前)	改正後
・育児休業等期間中に係る保険料免除の取扱いについて	・育児休業等を開始した日の属する月から終了する日の翌日が属する月の前月までの期間、当該被保険者に関する <u>(月額、賞与)保険料を免除</u>	2022年10月1日以降に開始する育児休業等については、下記取扱いとする。 ※月額保険料と賞与保険料で、取扱いが分かれる。 <u>1. 月額保険料</u> ① 育児休業等を開始した日の属する月と終了する日の翌日が属する月とが異なる場合 ⇒開始日の属する月から終了する日の翌日が属する月の前月までの月の保険料を免除 ② 育児休業等を開始した日の属する月と終了する日の翌日が属する月とが 同一であり、かつ、当該月における育児休業等の日数が14日以上である場合 ⇒ 当該月の保険料を免除 <u>2. 賞与保険料</u> 育児休業等の期間が 1か月超である場合に限り免除対象 とする。 ※免除される賞与保険料の月の考え方は、上記1. ①に準ずる。

2. 問合せ先

ルネサス健康保険組合 業務係 大塚、清水、鷲ノ上、伊藤
kenpo@renesas.com 又は 03-6773-4320(内線:82-4320)

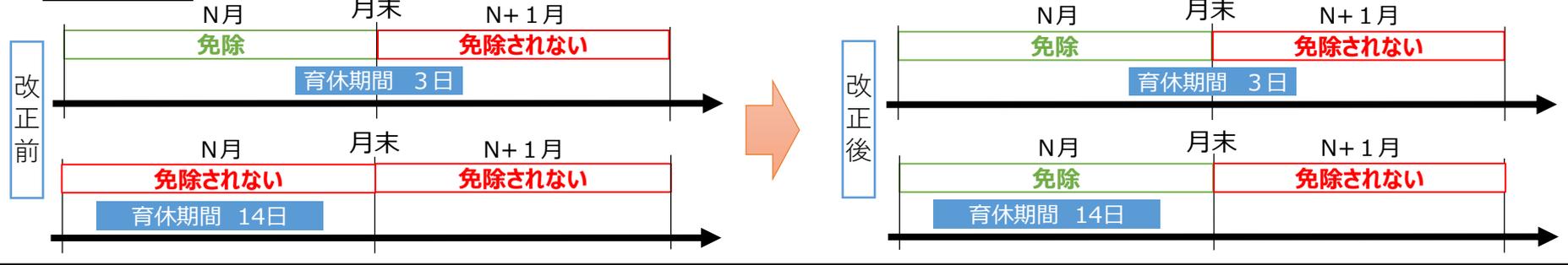
育児休業等期間中における社会保険料の **免除要件が改正**されます。

育児休業等期間中の社会保険料の免除とは

被保険者から育児休業または育児休業に準ずる休業を取得することの申し出があった場合に事業主からの届出により、育児休業の開始日の属する月から終了日の翌日が属する月の前月までの社会保険料が免除となる制度です。
この度、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年法律第66号）の公布にともない、令和4年10月から育児休業等期間中の保険料の免除要件が改正されます。主な改正内容は次の2点です。

① 月額保険料

育児休業等の開始月については、同月の末日が育児休業等期間中である場合に加え、同月中に14日以上育児休業等を取得した場合にも免除されます。



② 賞与保険料

育児休業等を1月超（暦日で計算）取得した場合のみ免除されます。

